

資料44 大気汚染に係る規制措置の状況

根拠法令	大気汚染防止法	京都府環境を守り育てる条例																																																																																																																						
ばい煙発生施設	<p>排出基準</p> <p>第3条 (対象) 法に基づく「ばい煙発生施設」(32種類) (規制物質及び基準値(排出口))</p> <table border="1" data-bbox="320 405 817 835"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いおう酸化物</td> <td>K値2.34, 11.5, 17.5</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.04~0.50(g/Nm³)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">有害物質</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>1.0(mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>30(")</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>80,700(")</td> </tr> <tr> <td>フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素</td> <td>1.0~20(")</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>10~30(")</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>60~2000(ppm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域毎に施設に適用される基準を設定。 施設の種類及び規模によって基準を設定。 ~ 物質毎に基準が適用される施設の種類が限定されている。</p>	物質	基準値	いおう酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5	ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)	有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)	塩素	30(")	塩化水素	80,700(")	フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	1.0~20(")	鉛及びその化合物	10~30(")	窒素酸化物	60~2000(ppm)	<p>第33条第1項 (対象) 条例に定める「特定工場及びばい煙に係る特定施設設置工場等」(特定施設数76(うち法の施設32を含む)) (規制物質及び基準値(排水口及び敷地境界線上))</p> <table border="1" data-bbox="858 432 1369 2009"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>排出口(/Nm³)</th> <th>敷地境界線上(/Nm³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="30">有害物質</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>3cm³</td> <td>0.03cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素</td> <td>5mg</td> <td>0.05mg</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>窒素化合物</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>亜鉛及びその化合物</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>アクリルアルデヒド</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>アクリロニトリル</td> <td>7cm³</td> <td>0.07cm³</td> </tr> <tr> <td>アンチモン及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>100cm³</td> <td>1cm³</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル</td> <td>10cm³</td> <td>0.1cm³</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>300cm³</td> <td>3cm³</td> </tr> <tr> <td>クロム及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>クロロホルム</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>シアン化水素及びシアン化合物</td> <td>20mg</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>臭素</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>0.2mg</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>すず及びその化合物</td> <td>7mg</td> <td>0.07mg</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>銅及びその化合物</td> <td>0.3mg</td> <td>0.003mg</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>200cm³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>200m³</td> <td>2cm³</td> </tr> <tr> <td>ニッケル及びその化合物</td> <td>3mg</td> <td>0.03mg</td> </tr> <tr> <td>二硫化炭素</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>ひ素及びその化合物</td> <td>2mg</td> <td>0.02mg</td> </tr> <tr> <td>フェノール</td> <td>20cm³</td> <td>0.2cm³</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>30cm³</td> <td>0.3cm³</td> </tr> <tr> <td>ホスゲン</td> <td>0.3cm³</td> <td>0.003cm³</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>2cm³</td> <td>0.02cm³</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値		排出口(/Nm ³)	敷地境界線上(/Nm ³)	有害物質	カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	塩素	3cm ³	0.03cm ³	塩化水素	20cm ³	0.2cm ³	フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	5mg	0.05mg	鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg	窒素化合物	100cm ³	1cm ³	亜鉛及びその化合物	20cm ³	0.2cm ³	アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³	アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³	アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg	アンモニア	100cm ³	1cm ³	塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³	キシレン	300cm ³	3cm ³	クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg	クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³	シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg	ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³	臭素	0.3cm ³	0.003cm ³	水銀及びその化合物	0.2mg	0.002mg	すず及びその化合物	7mg	0.07mg	テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg	トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³	トルエン	200m ³	2cm ³	ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg	二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³	ひ素及びその化合物	2mg	0.02mg	フェノール	20cm ³	0.2cm ³	ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³	ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³	ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³
	物質	基準値																																																																																																																						
いおう酸化物	K値2.34, 11.5, 17.5																																																																																																																							
ばいじん	0.04~0.50(g/Nm ³)																																																																																																																							
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0(mg/Nm ³)																																																																																																																						
	塩素	30(")																																																																																																																						
	塩化水素	80,700(")																																																																																																																						
	フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	1.0~20(")																																																																																																																						
	鉛及びその化合物	10~30(")																																																																																																																						
	窒素酸化物	60~2000(ppm)																																																																																																																						
物質	基準値																																																																																																																							
	排出口(/Nm ³)	敷地境界線上(/Nm ³)																																																																																																																						
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																					
	塩素	3cm ³	0.03cm ³																																																																																																																					
	塩化水素	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																					
	フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素	5mg	0.05mg																																																																																																																					
	鉛及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																					
	窒素化合物	100cm ³	1cm ³																																																																																																																					
	亜鉛及びその化合物	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																					
	アクリルアルデヒド	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																					
	アクリロニトリル	7cm ³	0.07cm ³																																																																																																																					
	アンチモン及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																					
	アンモニア	100cm ³	1cm ³																																																																																																																					
	塩化ビニル	10cm ³	0.1cm ³																																																																																																																					
	キシレン	300cm ³	3cm ³																																																																																																																					
	クロム及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																					
	クロロホルム	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																					
	シアン化水素及びシアン化合物	20mg	0.2mg																																																																																																																					
	ジクロロメタン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																					
	臭素	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																					
	水銀及びその化合物	0.2mg	0.002mg																																																																																																																					
	すず及びその化合物	7mg	0.07mg																																																																																																																					
	テトラクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																					
	銅及びその化合物	0.3mg	0.003mg																																																																																																																					
	トリクロロエチレン	200cm ³	2cm ³																																																																																																																					
	トルエン	200m ³	2cm ³																																																																																																																					
	ニッケル及びその化合物	3mg	0.03mg																																																																																																																					
	二硫化炭素	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																					
	ひ素及びその化合物	2mg	0.02mg																																																																																																																					
	フェノール	20cm ³	0.2cm ³																																																																																																																					
	ベンゼン	30cm ³	0.3cm ³																																																																																																																					
	ホスゲン	0.3cm ³	0.003cm ³																																																																																																																					
ホルムアルデヒド	2cm ³	0.02cm ³																																																																																																																						

マンガン及びその化合物	1mg	0.01mg
メタノール	700cm ³	7cm ³
メチルエチルケトン	300cm ³	3cm ³
硫化水素	30cm ³	0.3cm ³
硫酸	3mg	0.03mg

- ・窒素酸化物については、燃焼により生成するものを除く。
- ・大気汚染防止法の一部施設については、法と同じ有害物質に係る排出口基準は適用しない。

総量規制基準
(第5条の2)
(対象)
府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)において硫酸酸化物に係るばい煙発生施設を設置する工場等で、すべての硫酸酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kℓ/h以上の工場等。
(規制物質及び基準値)

物質	基準値
硫酸酸化物	京都府で定める算式により算出した値

(第33条第1項)
(対象)
特定工場(特定施設のうち、ばい煙に係る施設を設置する工場で、当該工場に設置されているすべてのばい煙に係る施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計が2kℓ/h以上のもの。)
(規制物質及び基準値)

物質	基準値
硫酸酸化物	京都府で定める算式により算出した値(法の対象地域を除く)
ばいじん	同上(府内全域対象)

燃料使用基準
(第15条の2)
(対象)
府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)において硫酸酸化物に係るばい煙発生施設を設置する工場等で、すべての硫酸酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kℓ/h未満の工場等。
(基準値)

燃料の種類	工場又は事業場の規模	適用区域	使用基準(硫黄含有率)
重油その他の石油系燃料	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h以上0.3kℓ/h未満	京都市域	0.5%以下
		その他	0.8%以下
	原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計量が0.1kℓ/h未満	京都市域	0.8%以下
		その他	1.2%以下

(第49条第1項)
(対象)
府内7市2町(京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町)を除く府内の地域に所在する特定工場等で、当該特定工場等に設置されているばい煙に係る特定施設等を定格能力で運転する場合において使用される燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が2kℓ/h未満のもの。
(基準値)

燃料の硫黄含有率が1.5%以下

規制基準
(第18条の3)
(対象)
法に定める一般粉じん発生施設5種類
(規制対象施設及び基準)

施設	基準
コークス炉	各施設毎に構造並びに使用及び管理について基準設定
鉱物又は土石の堆積場	
ベルトコンベア及びバケットコンベア	
破碎機及び摩砕機	
ふるい	

(第33条第1項)
(対象)
条例に定める「特定工場及び一般粉じんに係る特定施設設置工場等」(ただし、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設を除く)
(規制物質及び基準値(敷地境界線上))

物質	基準値(mg/Nm ³)
カドミウム及びその化合物の粉じん	0.002
クロム及びその化合物の粉じん	0.002
銅及びその化合物の粉じん	0.03
鉛及びその化合物の粉じん	0.003
その他の粉じん	0.5

一般粉じん発生施設

特定粉じん発生施設	規制基準	<p>(第18条の5)</p> <p>(対象)</p> <p>法に定める特定粉じん発生施設9種類</p> <p>(規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石綿</td> <td>10本/ℓ</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	石綿	10本/ℓ	<p>(第33条第1項)</p> <p>(対象)</p> <p>条例に定める「特定工場及び特定粉じんに係る特定施設設置工場等」</p> <p>(規制物質及び基準値(敷地境界線上))</p> <p><u>法と同じ</u></p>				
	物質	基準値									
石綿	10本/ℓ										
作業基準	<p>(第18条の14)</p> <p>(対象)</p> <p>法に定める特定粉じん排出等作業2種類</p> <p>(作業内容及び基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合</td> <td rowspan="2">石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定</td> </tr> <tr> <td>延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合</td> </tr> </tbody> </table>	作業内容	基準	延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定	延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合					
作業内容	基準										
延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の解体作業で石綿使用面積が50㎡以上の場合	石綿飛散防止対策について各作業毎に作業基準設定										
延べ面積500㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物の改造等の作業で、その対象となる建築物の部分における石綿使用面積が50㎡以上の場合											
指定物質排出施設	抑制基準	<p>(附則)</p> <p>(対象)</p> <p>法に定める指定物質排出施設11種類</p> <p>(規制物質及び基準値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>50 ~ 1,500 (mg/Nm³)</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>150 ~ 500 (")</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>150 ~ 500 (")</td> </tr> </tbody> </table>	物質	基準値	ベンゼン	50 ~ 1,500 (mg/Nm ³)	トリクロロエチレン	150 ~ 500 (")	テトラクロロエチレン	150 ~ 500 (")	
物質	基準値										
ベンゼン	50 ~ 1,500 (mg/Nm ³)										
トリクロロエチレン	150 ~ 500 (")										
テトラクロロエチレン	150 ~ 500 (")										